

令和2年度第3次補正予算
 小規模事業者持続化補助金〈低感染リスク型ビジネス枠〉
 公募要領 第3版（2021年4月19日）からの主な変更点

No.	ページ数・項目名	新（追加・変更箇所は下線）	旧
1	表紙	<p>（3）（省略）本事業に応募申請を行う事業者に限っては、<u>即日発行が可能な「暫定GビズIDプライムアカウント」</u>の付与によって応募申請を可能とする運用を実施します。</p> <p>暫定GビズIDプライムアカウントの発行方法・留意点については、「GビズIDプライムアカウントを用いた申請に関する変更点について」、「【FAQ】暫定GビズIDプライムアカウントの発行の措置について」をご覧ください。<u>なお、暫定GビズIDプライムアカウントで申請し、採択された事業者においては、交付決定までに通常のGビズIDプライムアカウントを取得していただく必要がありますので、必ず変更手続きを行ってください。採択後も通常のGビズIDプライムアカウントへの変更が長期間確認できない場合には、採択を取り消す場合があります。</u></p>	<p>（3）（省略）本事業に応募申請を行う事業者に限っては、<u>早期の発行が可能な「暫定GビズIDプライムアカウント」</u>の付与によって応募申請を可能とする運用を実施します。</p> <p><u>暫定GビズIDプライムアカウントの発行には最大48時間程度（土日祝日を除く。）要しますので、お早めに利用登録を行ってください。</u></p> <p>暫定GビズIDプライムアカウントの発行方法・留意点については、「GビズIDプライムアカウントを用いた申請に関する変更点について」、「【FAQ】暫定GビズIDプライムアカウントの発行の措置について」をご覧ください。</p>
2	1 ページ 事業概要	<p>感染防止対策費については、（省略）<u>（緊急事態措置に伴う特別措置を適用する事業者（※）は、政</u></p>	<p>感染防止対策費については、（省略）<u>（緊急事態宣言の再発令による特別措置を適用する事業者（※）は</u></p>

		<p>策加点の他、補助金総額の1/2（最大50万円）に上限を引上げ）。</p> <p>※<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき2021年1月以降に発令された新型インフルエンザ等緊急事態措置（以下「緊急事態措置」という。）に伴う飲食店の休業・時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受けたことから、その影響の原因となった緊急事態措置が実施された月のうち、いずれかの月の月間事業収入が2019年又は2020年の同月と比較して30%以上減少した事業者（以下、同じ）</u></p>	<p>策加点の他、補助金総額の1/2（最大50万円）に上限を引上げ）。</p> <p>※<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第32条第1項に基づき2021年1月7日に発令された新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）に伴う飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受けたことから、2021年1月から同年3月までの期間のいずれかの月の月間事業収入が2019年又は2020年の同月と比較して30%以上減少した事業者</u></p>
3	1 ページ 公募期間	<p>公募は通年で行っており、以下のとおり、複数回の締切を設けています（受付締切時間はいずれも17時）。なお、日程は予定であり、変更する場合がありますので、事務局ホームページより最新の状況を御確認ください。締切間際の申請は非常に混み合うことから、スムーズに申請できない場合がありますので、余裕を持って申請してください。</p>	<p>公募要領公開：2021年3月31日（水） 申請受付開始：2021年4月16日（金）17時（予定） 申請受付締切：以下のとおり、複数回設けます（日程は予定であり、変更となる場合があります）。受付締切時間はいずれも17時です。締切間際の申請は混み合い、スムーズに申請できない場合がありますので、余裕を持った申請をお願いいたします。</p>
4	1 ページ 申請方法	<p><u>本補助金の申請のために予め取得する必要がある「GビズIDプライムアカウント」又は「暫定G</u></p>	<p><u>本補助金の申請には、「GビズIDプライムアカウント」の取得が必要ですが、2021年3月末時点で</u></p>

		<p><u>「ビズIDプライムアカウント」の取得方法等については、「6. 申請手続きの概要」及びJグランツのホームページよりご覧ください。</u></p> <p><u>(https://www.jgrants-portal.go.jp)</u></p>	<p><u>3～4週間程度要しますので、未取得の方は、予め利用登録を行ってください。なお、本事業に応募申請を行う事業者に限っては、早期の発行が可能な「暫定GビズIDプライムアカウント」での申請が可能です。暫定GビズIDプライムアカウントの発行方法・留意点については、「GビズIDプライムアカウントを用いた申請に関する変更点について」、「【FAQ】暫定GビズIDプライムアカウントの発行の措置について」をご覧ください。</u></p>
5	1 ページ お問い合わせ先	<p>小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）コールセンター 電話番号：03-6731-9325 ※受付時間：9:30～17:30（※土日祝日除く）</p> <p>※お問い合わせが集中した場合に繋がりにくくなることがあります。また、お問い合わせ内容によっては、回答に時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。</p>	記載なし
6	7 ページ 2. 補助対象者	<p>（5）＜再度申請が可能となる事業者＞の表 <u>「令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金＜一般型＞」第4回にて採択を受けた事業所が、本補助金の第6回受付締切に申請可能となる（「○」へ変更）。</u></p>	<p>（5）＜再度申請が可能となる事業者＞の表 「令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金＜一般型＞」第4回にて採択を受けた事業所が本補助金の第6回受付締切に申請する場合に「一」と記載。</p>
7	8 ページ	・同一法人・事業者が <u>同一の公募回</u> で複数申請を	・同一法人・事業者が <u>今回の公募</u> で複数申請を行っ

	⑥ 事業・補助金の重複について	行っている案件。	ている案件。
8	8 ページ 4. 補助率等	※1 ⑫感染防止対策費は、補助金総額の1/4（最大25万円）が上限。ただし、 <u>緊急事態措置に伴う特別措置を適用する事業者（※2）は、補助金総額の1/2（最大50万円）に上限を引き上げ。</u>	※1 ⑫感染防止対策費は、補助金総額の1/4（最大25万円）が上限。ただし、 <u>緊急事態宣言の再発令による特別措置を適用する事業者（※2）は、補助金総額の1/2（最大50万円）に上限を引き上げ。</u>
9	8 ページ 4. 補助率等	※2 <u>緊急事態措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受けたことから、その影響の原因となった緊急事態措置が実施された月のうち、いずれかの月の月間事業収入が2019年又は2020年の同月と比較して30%以上減少した事業者（別途、必要書類を提出しなければ対象になりません。詳細は本公募要領の「6. 申請手続きの概要」をご参照ください）。</u>	※2 <u>緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受けたことから、2021年1月から同年3月までの期間のいずれかの月の月間事業収入が2019年又は2020年の同月と比較して30%以上減少した事業者（別途、必要書類を提出しなければ対象になりません。詳細は本公募要領の「6. 申請手続きの概要」をご参照ください）。</u>
10	12 ページ ⑫感染防止対策費	※3 補助金総額の1/4（最大25万円）が上限になります。ただし、 <u>緊急事態措置に伴う特別措置を適用する事業者は1/2（最大50万円）が上限になります。</u>	※3 補助金総額の1/4（最大25万円）が上限になります。ただし、 <u>緊急事態宣言の再発令による特別措置を適用する事業者は1/2（最大50万円）が上限になります。</u>
11	15 ページ (1) 補助金申請の基本的な手続きの流れ	(省略) J グランツ上に必要な内容や書類の添付等を行った上で申請していただきます。	(省略) J グランツ上に必要な内容や書類の添付等を行った上で申請していただきます。 <u>(申請内容の詳細については、後日別途公表します)。</u>

12	15 ページ (2) 申請する際に添付する必要書類	<p>・宣誓・同意書（様式2-1）</p> <p>※<u>緊急事態措置に伴う特別措置を適用する事業者</u>については、「<u>宣誓・同意書（緊急事態措置の発令による特別措置適用者）</u>」（様式2-2）を提出する必要があります。この場合、宣誓・同意書（様式2-1）の提出は不要です。<u>なお、様式2-2については、第1回申請締切時点の様式から内容を変更していますので、必ず最新版の様式を用いて申請してください。</u></p>	<p>・宣誓・同意書（様式2-1）</p> <p>※<u>緊急事態宣言の再発令による特別措置を適用する事業者</u>については、「<u>宣誓・同意書（緊急事態宣言の再発令による特別措置適用者）</u>」（様式2-2）を提出する必要があります。この場合、宣誓・同意書（様式2-1）の提出は不要です。</p>
13	16 ページ ア) 緊急事態措置による影響	<p>ア) 緊急事態措置による影響</p> <p>・宣誓・同意書（緊急事態措置の発令による特別措置の適用事業者）（様式2-2）</p> <p>・緊急事態措置の影響による事業収入の減少証明（様式3）</p> <p>※<u>様式2-2・様式3については、第1回申請締切時点の様式から内容を変更していますので、必ず最新版の様式を用いて申請してください。</u></p>	<p>ア) 緊急事態宣言による影響</p> <p>・宣誓・同意書（緊急事態宣言の再発令による特別措置の適用事業者）（様式2-2）</p> <p>・緊急事態宣言の影響による事業収入の減少証明（様式3）</p>
14	17 ページ ウ) 賃上げ	<p>①補助事業完了後の1年間において、給与支給総額を1年で1.5%以上（又は3.0%以上）増加させる計画（※）を有し、従業員に表明していることが分かる書類。<u>（最低限、参考様式に記載されている内容が確認できない場合は加対象外となります）</u></p>	<p>①補助事業完了後の1年間において、給与支給総額を1年で1.5%以上（又は3.0%以上）増加させる計画（※）を有し、従業員に表明していることが分かる書類。</p> <p>※<u>被用者保険の適用拡大の対象となる小規模事業者が制度改革に先立ち任意適用を受けている場合、1</u></p>

		<p>※被用者保険の適用拡大の対象となる小規模事業者が制度改革に先立ち「任意適用を受けている」として1%以上（又は2%以上）増加させる計画の場合には、申請時に併せて「任意特定適用事業所該当通知書」の写しを提出してください。</p> <p>【備考】申請時点での直近1年間、もしくは申請時点で直近1期（1年間）における「給与支給総額」（役員報酬等は除外）が比較対象となりますので、創業から1年未満のため直近1年間が存在しない場合や、直近1年間に給与支払い対象者がいない場合等は、比較対象がないことから、本加点の対象となりません。</p>	<p>年で1.0%以上（又は2.0%以上）増加させる計画があること</p>
15	17 ページ ウ) 賃上げ	<p>②補助事業完了から1年後、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を「地域別最低賃金+30円（又は+60円）」以上の水準にする計画を有し、従業員に表明していることが分かる書類。<u>（最低でも参考様式に記載されている内容が確認できない場合は加点対象外となります）</u></p>	<p>②補助事業完了から1年後、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）を「地域別最低賃金+30円（又は+60円）」以上の水準にする計画を有し、従業員に表明していることが分かる書類。</p>
16	19 ページ ③加点項目	<p>ア) 緊急事態措置による影響 緊急事態措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受けたことから、<u>その影響の原因となった</u></p>	<p>ア) 緊急事態宣言による影響 緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業又は不要不急の外出・移動の自粛により、特に大きな影響を受けたことから、<u>2021年1月から同年3月までの期</u></p>

		緊急事態措置が実施された月のうち、いずれかの月の月間事業収入が2019年又は2020年の同月と比較して30%以上減少していること	間のいずれかの月の月間事業収入が2019年又は2020年の同月と比較して30%以上減少していること												
17	19 ページ ③加点項目	2021年1月以降に発令された緊急事態措置 (2021年5月12日現在) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>緊急事態措置が 実施された月</th> <th>緊急事態措置が 実施された地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1~3月*</td> <td>栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>4~5月</td> <td>東京都、京都府、大阪府、兵庫県</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>5月</td> <td>愛知県、福岡県</td> </tr> </tbody> </table> <p>※緊急事態措置が途中で解除された地域も含む</p>		緊急事態措置が 実施された月	緊急事態措置が 実施された地域	1	1~3月*	栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県	2	4~5月	東京都、京都府、大阪府、兵庫県	3	5月	愛知県、福岡県	記載なし
	緊急事態措置が 実施された月	緊急事態措置が 実施された地域													
1	1~3月*	栃木県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県													
2	4~5月	東京都、京都府、大阪府、兵庫県													
3	5月	愛知県、福岡県													
18	21 ページ 9. 参考資料	<ul style="list-style-type: none"> ○謝金の支出基準について ○賃上げ加点における「事業場内最低賃金」の算出方法について ○消費税等仕入控除税額について ○中小企業の会計に関する基本要領等について ○地域経済分析システム（RESAS：リーサス）について ○収益納付について 	<ul style="list-style-type: none"> ○謝金の支出基準について ○消費税等仕入控除税額について ○中小企業の会計に関する基本要領等について ○地域経済分析システム（RESAS：リーサス）について ○収益納付について ○別掲：反社会的勢力排除に関する誓約事項 												

		○別掲：反社会的勢力排除に関する誓約事項	
19	21 ページ 10. お問い合わせ先	<p>小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）コールセンター 電話番号：03-6731-9325</p> <p>※受付時間：9:30～17:30（土日祝日除く）</p> <p>※お問い合わせが集中した場合に繋がりにくくなることがあります。また、お問い合わせ内容によっては、回答に時間を要する場合がありますので、予めご了承ください。</p> <p>補助金事務局 HP： https://www.jizokukapostcorona.jp/ (QR コードを追加)</p>	<p>お問い合わせにつきましては、小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）コールセンターで対応させていただきます。</p> <p>なお、お問い合わせが集中した場合、電話が繋がらないことや回答に時間を要する可能性がありますので、予めご了承ください。</p> <p>「小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）コールセンター」 電話番号：03-6731-9325 ※受付時間：9:30～17:30（※土日祝日除く）</p>

※その他軽微な文言修正箇所がございます。